



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 518 昭和30年和歌山県告示第45号(和歌山県立医科大学及び同附属病院の位置)の廃止 (総務学事課)
- 519 平成9年和歌山県告示第402号(和歌山県立医科大学附属病院及び同紀北分院の医療費の算定方法等)の廃止 (")
- 520 平成11年和歌山県告示第389号(県立医科大学附属病院紀北分院診療費の収納事務の委託)の廃止 (")
- 521 平成11年和歌山県告示第528号(県立医科大学附属病院診療費の収納事務の委託)の廃止 (")
- 522 和歌山県立わかやま館における行政財産の使用料及び普通財産の賃貸料の徴収事務の委託 (商工労働総務課)
- 523 道路の区域変更 (道路保全課)
- 524 新道路の供用開始 (")
- 525 道路の区域変更 (")
- 526 平成16年和歌山県告示第453号(紀三井寺公園有料公園施設使用料の徴収事務の委託)の廃止 (住宅環境課)
- 527 平成16年和歌山県告示第452号(河西緩衝緑地有料公園施設使用料の徴収事務の委託)の廃止 (")
- 528 平成16年和歌山県告示第451号(和歌公園有料公園施設使用料の徴収事務の委託)の廃止 (")
- 529 平成11年和歌山県告示第872号(和歌山県立橋本体育館使用料の徴収事務の委託)の廃止 (")
- 530 平成16年和歌山県告示第455号(和歌山県営相撲競技場使用料の徴収事務の委託)の廃止 (")
- 531 平成16年和歌山県告示第454号(県民水泳場使用料の徴収事務の委託)の廃止 (")
- 532 海浜公園の使用料の徴収事務の委託 (管理整備課)
- 533 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホールにおける行政財産の使用料の徴収事務の委託 (教育委員会)

告 示

和歌山県告示第518号

昭和30年和歌山県告示第45号(和歌山県立医科大学および同附属病院の位置)は、廃止する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第519号

平成9年和歌山県告示第402号(和歌山県立医科大学附属病院及び同紀北分院の医療費の算定方法等)は、廃止する。ただし、平成18年3月31日以前に納付義務を生じた医療に要する費用については、平成9年和歌山県告示第402号は、なおその効力を有する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第520号

平成11年和歌山県告示第389号(県立医科大学附属病院紀北分院診療費の収納事務の委託)は、廃止する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第521号

平成11年和歌山県告示第528号(県立医科大学附属病院診療費の収納事務の委託)は、廃止する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第522号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、和歌山県立わかやま館における行政財産の使用料及び普通財産の賃貸料の徴収事務をM I Dファシリティマネジメント株式会社に委託した。

平成13年和歌山県告示第311号(和歌山県立わかやま館使用料の徴収事務の委託)は、廃止する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第523号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 白浜温泉線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町字小谷口3121番1地先から同町字浜通り1664番9地先まで	旧	5.00 } 21.00	480.00	
同上	新	12.00 } 27.50	480.00	

和歌山県告示第524号

平成18年和歌山県告示第523号(道路の区域変更)で区域変更した道路のうち西牟婁郡白浜町字浜通り1662番2地先から同町字浜通り1663番1地先までの延長112.80メートルについては、平成18年4月1日から供用を開始する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第525号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市龍神村柳瀬字小柳瀬13番4地先から同市龍神村福井字小管470番1地先まで	旧	4.50 } 29.00	4,160.00	宮の瀬橋 L=91.00 福井橋 L=96.50
同上	新	4.50 } 29.00	4,160.00	宮の瀬橋 L=91.00 福井橋 L=96.50
同上	新	10.00 } 66.10	2,370.00	福井1号橋(仮称) L=14.00 大正橋 L=115.00 福井1号トンネル(仮称) L=660.00 福井2号トンネル(仮称) L=464.00

和歌山県告示第526号

平成16年和歌山県告示第453号(紀三井寺公園有料公園施設使用料の徴収事務の委託)は、廃止する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第527号

平成16年和歌山県告示第452号(河西緩衝緑地有料公園施設使用料の徴収事務の委託)は、廃止する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第528号

平成16年和歌山県告示第451号(和歌公園有料公園施設使用料の徴収事務の委託)は、限り廃止する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第529号

平成11年和歌山県告示第872号(和歌山県立橋本体育館使用料の徴収事務の委託)は、廃止する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第530号

平成16年和歌山県告示第455号(和歌山県営相撲競技場使用料の徴収事務の委託)は、廃止する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第531号

平成16年和歌山県告示第454号(県民水泳場使用料の徴収事務の委託)は、廃止する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第532号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、海浜公園の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成7年和歌山県告示第314号(海浜公園使用料の徴収事務の委託)は、廃止する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

名 称	委 託 先
和歌山県浜の宮ビーチ	毛見浦漁業協同組合

和歌山県片男波ビーチ	片男波海水浴場管理運営委員会
------------	----------------

和歌山県告示第533号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホールにおける行政財産の使用料の徴収事務を財団法人和歌山県スポーツ振興財団に委託した。

平成16年和歌山県告示第426号(和歌山県立和歌山ビッグホール使用料徴収事務の委託)及び平成16年和歌山県告示第427号(和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛使用料徴収事務の委託)は、廃止する。

平成18年4月1日

和歌山県知事 木村良樹